別表六の二（十五の三）　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における計算	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平　・　・	各連結法人の合計額の計算	調整前連結税額 （別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	5	円
					当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額 （各連結法人の(2)の合計）	6	
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2	円		同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 （各連結法人の(3)の合計）	7	
					税額控除限度額 (7) × 10/100	8	
	同上のうち損金の額に算入される金額	3			当期税額基準額 (5) × 20/100	9	
					当期税額控除可能額 ((8)と(9)のうち少ない金額)	10	
	当期控除額の個別帰属額 (12) × (3)/(7)	4			調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(十六)「65の②」）	11	
					法人税額の特別控除額 (10) − (11)	12	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二（十五の二）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が震災特例法第25条の２第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。